

函館工業高等専門学校輸出管理委員会規程

令和6年3月19日

函高専達第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第120号。以下「輸出管理規則」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理実施要領及び函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号。以下「内部組織等規程」という。)第17条第2項の規定に基づき、本校輸出管理委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(安全保障輸出管理に関する役職の設置)

- 第2条 本校に輸出管理規則第7条第1項に規定する学校等輸出管理統括責任者(以下「学校等統括責任者」という。)を置き、校長をもって充てる。
- 2 本校に輸出管理規則第8条第1項に規定する輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、副校長をもって充てる。

(輸出管理委員会の設置)

第3条 本校に輸出管理規則第10条第1項に基づく輸出管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第4条 管理委員会は、本校における安全保障輸出管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
 - 二 所属する教職員等及び学生に対する研修・啓発活動に関する事項
 - 三 その他、学校等の輸出管理に関する重要事項

(管理委員会の組織)

- 第5条 管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 学校等統括責任者
 - 二 管理責任者
 - 三 教務主事
 - 四 KOSEN コモンズセンター長
 - 五 グローバルセンター長

六 事務部長

七 その他校長が必要と認めた者

(委員長等)

第6条 管理委員会に委員長を置き、学校等統括責任者をもって充てる。

2 委員長は、管理委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 安全保障輸出管理に関する事務は、次の各号に定める部署において処理する。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 一 総括及び許可申請に関すること | 総務課研究推進係 |
| 二 学生に対する特定類型該当者の確認 | 学生課教務係及び総務課研究推進係 |
| 三 教職員に対する特定類型該当者の確認 | 総務課人事係及び研究推進係 |

2 事前確認に関することについては、総務課研究推進係と関係部署が協力して行う。

附 則(令和6年3月19日函高専達第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。